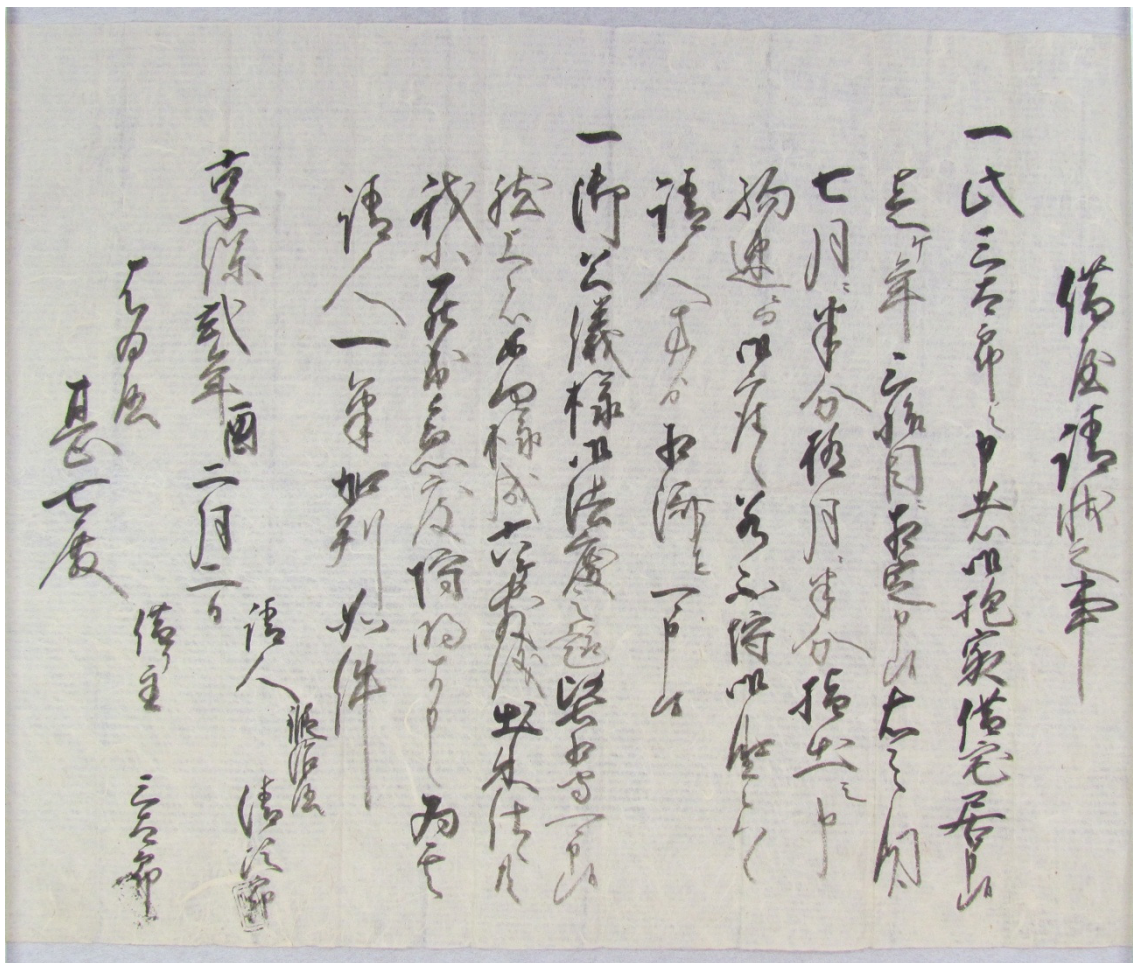


1 「借屋請状之事」 享保2年(1717)2月2日

橋本家文書(198806-2880-2)

江戸時代における町家の賃貸契約に関する証文。三太郎という人物が、御調郡尾道町で借家人となるにあたり、鍛冶屋清次郎が請人として家主である灰屋甚七に提出したもの。当時、町家を借りる際には、借家人の身元を保証する者が「請人」となり、家主との間で契約することとなっていた。請人は通常、町内に家を持つ親類・縁者や奉公人の主人などが立ち、身元不確かな者は請人を立てることができなかった。

請状の内容は、家賃とその支払い方法を定め、請人が支払いについて必ず保証するというものである。家主の灰屋甚七は、尾道町の豪商橋本家の分家・西灰屋の当主で、当時尾道町の町年寄を勤めていた。

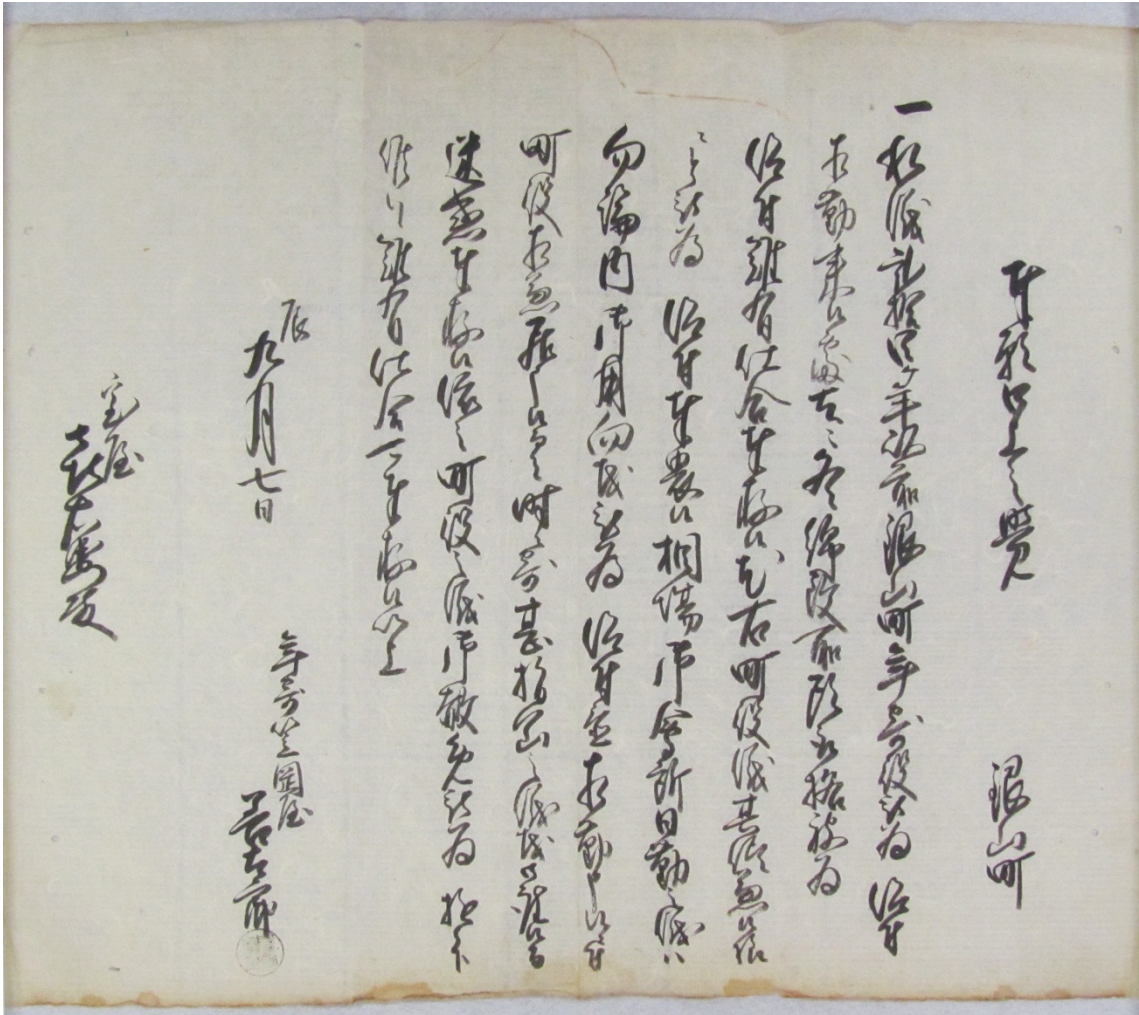


2 「奉願上口上之覚」(兼役銀山町年寄赦免願書) 辰9月7日

岩室家文書(198813-12)

広島城下銀山町の町年寄を勤めていた笠岡屋善太郎が、城下大町年寄の室屋喜右衛門に町年寄の赦免を求めて提出した願書。

笠岡屋は、当時城下の有力商人であり、宝暦5年(1755)に設立された相場会所に勤めていた。願書によると、笠岡屋は、広島藩特産の綿の取引を統轄する綿改所の頭取を新たに命じられ、町年寄と兼務することになったため、このうえ相場会所勤めを行い、さらには藩の内々の御用向きも務めることになると、支障が生じる恐れがあるため、町年寄を辞めさせてほしいと願っているのである。宛名の室屋喜右衛門(岩室家)は、銀山町が属する新町組を担当する大町年寄であり、同家が所蔵していた古文書の中の1点である。



3 「覚」(納屋普請赦免願書) 辰 8月23日

岩室家文書(198813-15)

広島城下新町組に属する京橋町の町人が、納屋を建築したい旨、京橋町の町年寄を通じて大町年寄である室屋喜右衛門に願い出た文書。江戸時代の町家は、通りに面した間口の長さに応じて課税されていたため、必然的に、間口が狭く奥行きの高い構造となった。京橋町の町年寄を勤める縄屋九左衛門(保田家)は、質貸業のほか綿・瀬戸物・薬などを商う有力商人であり、寛政末年(1800前後)頃から、綿改所の頭取なども務めた。

